

国立大学法人滋賀医科大学役員退職手当規程

平成16年4月1日 制 定

平成25年2月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

2 前項の退職手当は、教職員が退職した日から起算して1箇月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当の支給制限)

第3条 役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任されたときは除く。）は、当該役員（当該役員が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該役員が占めていた職の職務及び責任、当該役員が行った非違の内容及び程度、当該非違が業務に対する本学の名誉及び信用に及ぼす影響その他の事情等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しない措置を行うことができる。

2 学長は、前項の規定による措置を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該措置を受けるべき者に通知しなければならない。

3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該措置を受けるべき者の所在が知れないときは、民事訴訟法に規定する公示送達により行うものとする。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第6条第1項、第7条第2項又は第11条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の

額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 前項の規定による退職手当の額は、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。
- 3 当分の間、退職手当の額は、第1項及び前項の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。

（在職期間の計算）

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する在職期間の計算）

第6条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第4条第1項ただし書きの適用に係る基本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場

合又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第4条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における基本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

（他の国立大学法人等の役員との在職期間の通算）

第7条 役員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の役員となり、その者の役員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の役員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等における役員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 他の国立大学法人等の役員が、引き続いて役員となったときは、その他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の国立大学等の役員としての退職手当を支給されて退職した者（不支給事由に該当するために退職手当を支給されなかった者を含む。）については、当該退職日以前の期間を在職期間に含まないものとする。

（教職員との在職期間の通算）

第8条 役員が、引き続いて教職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 役員が引き続いて教職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた教職員としての在職期間を含むものとする。

（他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算）

第9条 役員が、引き続いて他の国立大学法人等の職員となり、その者の役員としての

勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の役員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 他の国立大学法人等の職員が、引き続いて役員となったときは、その他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の国立大学等の職員としての退職手当を支給されて退職した者（不支給事由に該当するために退職手当を支給されなかった者を含む。）については、当該退職日以前の期間を在職期間に含まないものとする。

(教職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の在職期間の計算)

第10条 第8条第2項又は前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、役員退職時の基本給月額に、役員として引き続いた在職期間を国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程第10条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(再任等の場合の取扱い)

第11条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父

母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって退職手当を等分して支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 役員を故意に死亡させた者
 - 二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (退職手当の支払の差止め)

第13条 学長は、退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める措置を行うものとする。

一 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職した者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職した者が基礎在職期間（国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 学長は、退職した者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職した者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める措置を行うことができる。

一 当該退職した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが業務に対する本学の名誉及び信用を確保する上で支障を生ずると認めるととき。

二 学長が、当該退職した者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任される行為（在職期間中の役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして解任に値することが明らかなものを

いう。以下同じ。) をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

- 3 学長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める措置を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める措置（以下「支払差止措置」という。）を受けた者は、60日が経過した後においては、当該支払差止措置後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 学長は、第1項又は第2項の規定による支払差止措置を行った場合は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止措置を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止措置の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止措置を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止措置を受けた日から1年を経過した場合
- 6 学長は、第3項の規定による支払差止措置を行った場合は、当該支払差止措置を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止措置を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、学長が、当該支払差止措置を行った場合、当該支払差止措置後に判

明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止措置を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止措置について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 学長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第3条第1項に規定するその他の事情等及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との權衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しない措置を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 学長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に解任される行為をしたと認めたとき。

2 学長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、第3条第1項に規定するその他の事情等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しない措置を行うことができる。

3 学長は、第1項第2号又は前項の規定による措置を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による措置について準用する。

5 支払差止措置に係る退職手当に關し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しない措置が行われたときは、当該支払差止措置は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 学長は、退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後にお

いて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職した者に対し、第3条第1項に規定するその他の事情等のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

- 一 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 学長が、当該退職した者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に解任される行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による措置は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 学長は、第1項の規定による措置を行おうとするときは、当該措置を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取については、別に定める。
- 5 第3条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による措置について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 学長は、死亡による退職した者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第3条第1項に規定するその他の事情等のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

- 2 第3条第2項及び第3項並びに前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による措置について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 学長は、退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による措置を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6

月以内に、当該退職した者が当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に解任される行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者が当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に解任される行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる措置を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に第 15 条第 5 項又は前条第 3 項において準用する別に定める通知を受けた場合において、第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による措置を受けることなく死亡したとき（次項から第 4 項までに規定する場合を除く。）は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる措置を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から 6 月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第 13 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 15 条第 1 項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に解任される行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる措置を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる措置を行うことができる。

5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第3条第1項に規定するその他の事情等のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情等を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

6 第13条第2項及び第3項並びに第15条第3項及び第4項の規定は、第1項から第4項までの規定による措置について準用する。

(退職手当審査会への諮問)

第18条 学長は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による措置（以下この条において「退職手当の支給制限等の措置」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による措置を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該措置を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の措置に係る事件に関し、当該措置を受けるべき者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるこことその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当審査会の組織及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(端数の処理)

第19条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第20条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、学長が別に定める。

2 この規程に定めるもののほか、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）及び関係法令等に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。

(退職手当の額に係る経過措置)

2 第4条第3項の規定の適用について、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。